



Pension Fund Association
企業年金連合会

平成30年11月
企業型DC担当者セミナー

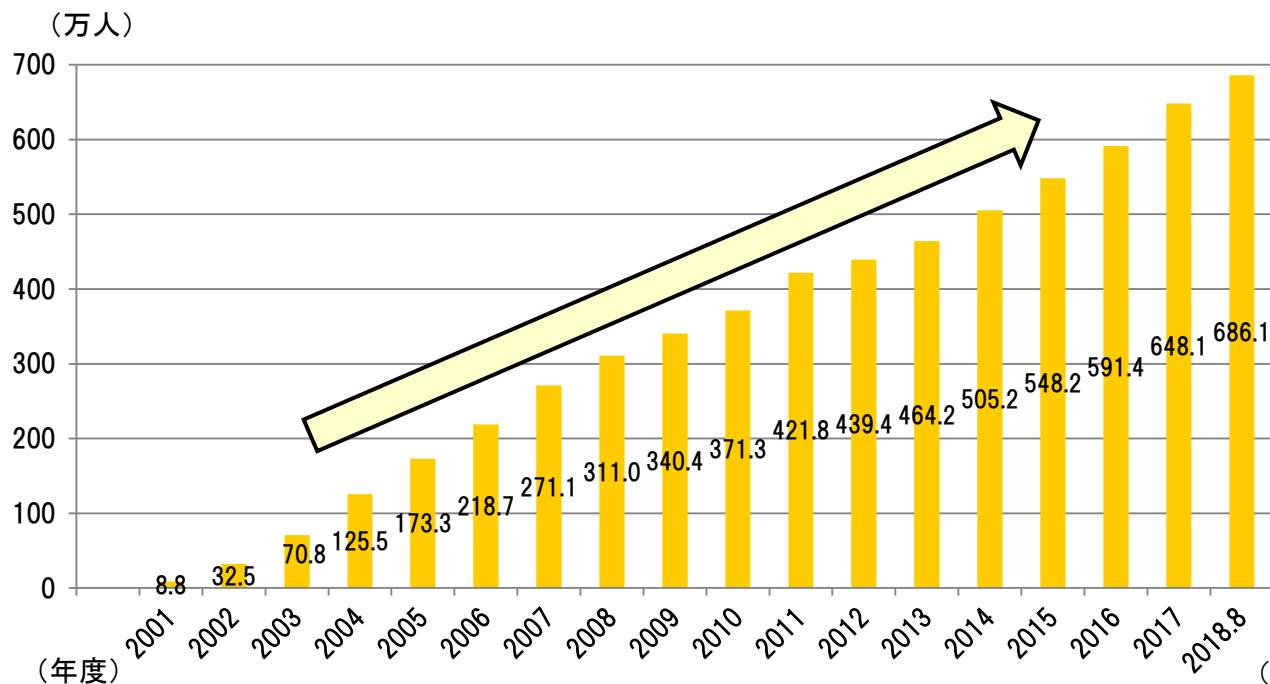
DC実施事業主の制度運営責任と ガバナンス強化の取り組み

～制度運営ハンドブック改訂のポイントと法改正対応～

企業年金連合会 会員サービスセンター
首席調査役 確定拠出年金担当 山崎俊輔
syunsuke-yamasaki@pfa.or.jp

普及が進む企業型DC制度

- 民間会社員の約5人に1人近いところまで普及
- 平成30年就労条件総合調査では企業年金を採用した企業の約半数が確定拠出年金を選択している(DBを上回る)
- 大企業も、中小企業も採用が進むところに特徴
(採用企業数31000社は政府目標を上回る)



【参考】
※2018年3月末
厚生年金基金
57万人
確定給付企業年金
901万人
中小企業退職金共済
340万人

法改正事項の確認(特に企業型DC)

2016.7

- DBからDCへの以降にかかる同意要件の緩和
- 企業年金連合会への投資教育業務の委託

2017.1

- iDeCo加入資格の規制緩和
- DC規約の事業所への備え置き、縦覧の義務

2018.1

- DC掛金の年単位化

2018.5

- 継続投資教育の努力義務化
- 運用商品の選定・提示の規制見直し
- 指定運用方法
- 運用商品の除外要件の緩和
- 運営管理機関のモニタリング努力義務
- 簡易企業型DC
- 小規模事業主掛金納付制度

実は2018年5月の
施行項目が多く、
DC担当者と事業主に
影響も大きい

Part1

法が定めるところのDC受託者責任

企業年金と受託者責任 1

□ 受託者責任とは何か

- 民法の委任に関する規定が基礎。委任された者(受任者)は、委任の趣旨にしたがって善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負うことになる(民法第 644 条)。いわゆる善管注意義務。
- 英米では、他者のために専門能力を提供するものをフィデューシャリー(fiduciary)と呼ぶことが多く、これを「受託者」「受認(任)者」と訳すことが一般的。フィデューシャリーデューティー。
- 米国においてはエリサ法(従業員退職所得保障法)が企業年金に関する受託者責任を示す

企業年金と受託者責任 2

- 受託者責任を構成する要素(条文は信託法から)
 - 注意義務…社会通念上期待される合理的な注意を払って職務を遂行しなければならない(信託法第29条など)。プルードント・パーソン・ルール。
 - 忠実義務…受託者は職務を遂行する際には、もっぱら受益者の利益を考慮すべきであり、自分自身や第三者の利益を図ってはならない(信託法第30条)。
 - 分別管理義務…他人から預かった財産は、自分の財産と区別して管理しなければならない(信託法第34条)。
 - 自己執行義務…受託者が自ら信託事務の処理をすべき。第三者に委託できるが(信託法第28条)、この場合適切な者に委託しなければならないこと(信託法第35条1項)、受託者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(信託法第35条2項)。

受託者責任を理解するための情報源

法令

- 民法や信託法
- DB法の受託者責任ガイドライン(確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン)
- 確定拠出年金法
 - 施行令
 - 施行規則
 - 規約承認基準
 - 運営管理機関に対する命令
 - 法令解釈通知
 - 確定拠出年金Q&A

連合会発行物

- 受託者責任ハンドブック(DB)
- DCハンドブック
 - 投資教育ハンドブック
 - 制度運営ハンドブック
 - 継続教育実践ハンドブック

e-GOVか厚生労働省HPで開示

連合会HPで開示

実務的に要チェック

DC法が定める「受託者責任」:事業主

事業主の受託者責任に関連した条文

- 法第4条第3項 規約周知義務
- 法第7条 運営管理機関への業務の委託とその評価
- 法第22条 投資教育義務
- 法第43条第1項 忠実義務
- 法第43条第2項 個人情報保護義務
- 法第43条第3項 禁止行為
- その他 説明義務等
 - 施行令第25条 脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務(資格取得時)
 - 施行令第46条の2 個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務(資格喪失時)

事業主は「法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない」
法令解釈でも補足あり

自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託に係る契約または資産管理契約を締結してはならない。
施行規則、法令解釈でも補足あり

- 制度運営主体は「事業主」である(第2条)

DC法が定める「受託者責任」: 運管

運営管理機関の受託者責任に関連した条文

- 法第99条第1項(忠実義務)
- 法第99条第2項(個人情報保護義務)
- 法第100条(禁止行為)

- 運営管理機関に関する命令
- 金融庁事務ガイドライン

資産管理機関の受託者責任に関連した条文

- **第四十四条** 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

運営管理機関は「法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない」
法令解釈でも補足あり

確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。として第100条には7つの列記
法令解釈でも補足あり

- **第七条** 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

運用に関する専門委員会報告書に 「受託者責任」の文字が登場

- DC法には「受託者責任」という用語が用いられていなかった
- 2016年のDC法改正とその前提となった企業年金部会の議論は、企業型DC実施事業主の制度運営責任を問うものであった

- 2017年の「DCの運用に関する専門委員会」では報告書に「受託者責任」の言葉が3箇所に登場
 - 運用商品の選定の際に留意すべき事項として
 - 指定運用方法の検討プロセスについて
 - 指定運用方法の運営について(周知の取り組み等)

Part2

具体的ケースにみる受託者責任

今般改正法で重視される「忠実義務」

- 具体的には下記の局面で企業型DC実施事業主の忠実義務、制度運営責任が問われることになると考える必要がある

- 運用商品の追加や除外
- 運用商品群の構成
- 運営管理機関の選定
- 運営管理機関の評価(見直し)
- 指定運用方法の検討
- 継続投資教育の努力義務化

1.運用商品のラインナップをどう考えるか

- 個別商品ではなく「商品群」として考える発想
- 商品进行评估する(既採用商品はもちろん未採用商品も)
 - 手数料面で割高な負担を加入者に強いていないか
 - 運用成績が同一カテゴリーの商品と比べて劣後していないか
- 追加や除外の考え方を明確化する
 - なぜ「追加するのか」、なぜ「除外するのか」、なぜ「引き続き残るのか」説明ができるか
- 検討プロセスや検討体制を確立する
 - メンバー構成はどうするか
 - 第三者の専門的知見を活用するか
- 2019年7月、運営管理機関は運用商品リストを公開する

たとえば、こんな目線で評価してみる

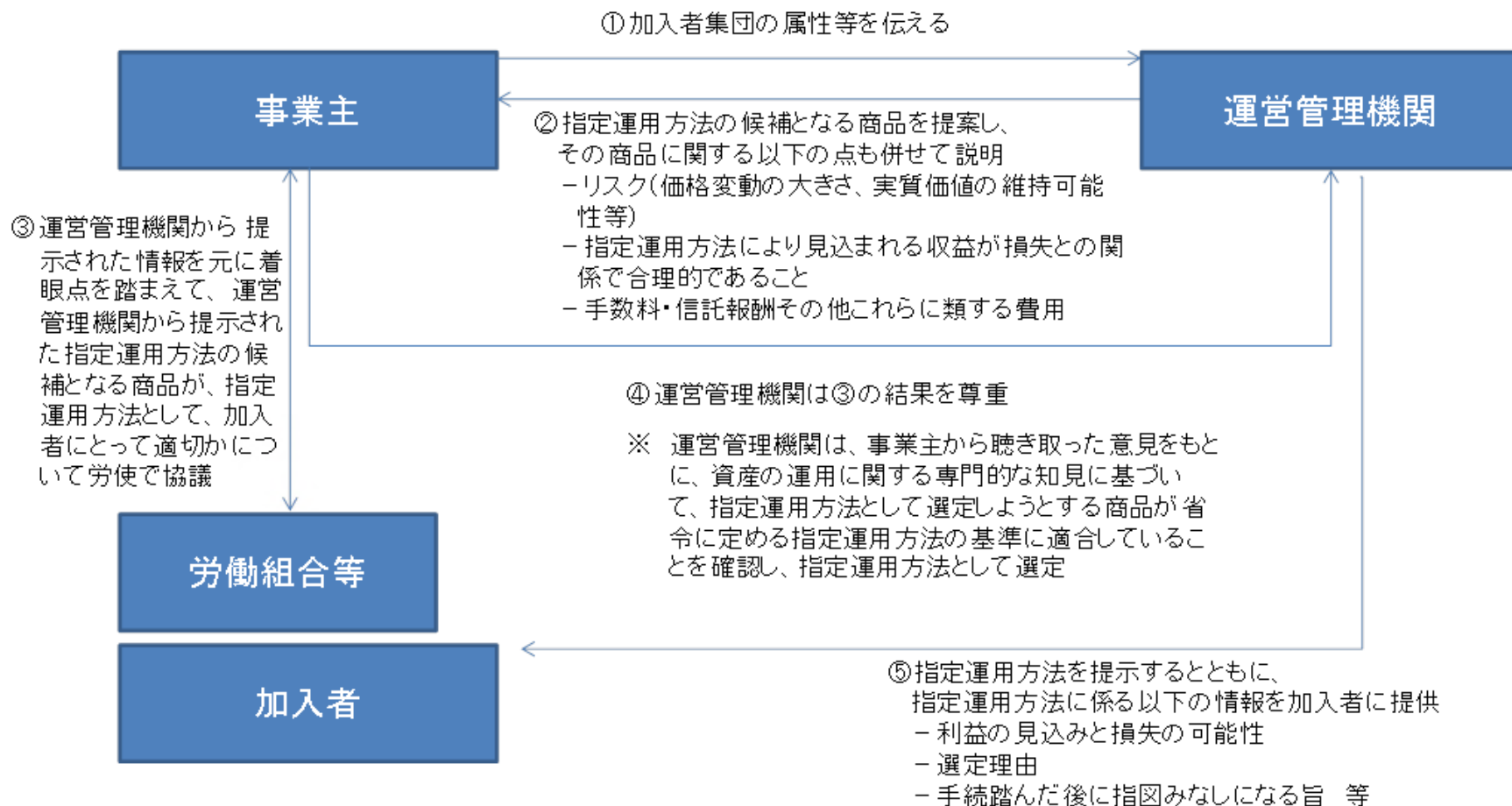
- よく「DC制度は社員の自己責任」というが「運用の選択肢」は会社が決めていると考える
 - 会社が示した選択肢は、社員の自己責任運用の自由度を阻害していないか(たとえば外国株といっても新興国は含まれていない投信)
 - また、多すぎる選択肢(35本に限らず!)が社員を混乱させていたり、投資意欲を減衰させてはいないか

- 同じ運用対象、同じ運用方針の投資信託における2010年代のコスト引き下げ競争が反映されているか
 - つみたてNISA適格商品の信託報酬水準の例では日本株のインデックスファンドの平均信託報酬は年0.27%

2.指定運用方法をどう考えるか

- 法令は商品要件を具体化せず労使自治にゆだねる
- 運営管理機関の提示前に企業の実態を情報提供することが事業主に求められている
- 提示された商品候補は適当なものか評価する
- 労使の議論を重視＝場をどう設定するか問われる
- 元本割れしないから安心と思っていると「実質的に」元本割れする恐れもあるがどう考えるか
- 投資信託でなくてもよい、ということはむしろ担当者としては重い責任を委ねられていると考えるべき
- 決断は一度限りの問題ではない

(法令解釈通知等の補足)



3. 運営管理機関をどう評価するか

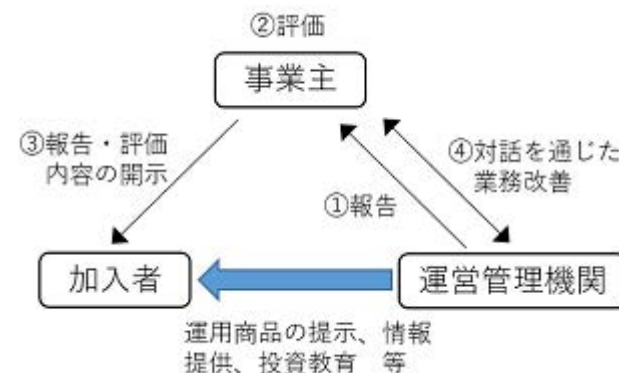
- 検証体制をどう確保するか
 - 委員会形式をとるか、人選はどうするか、労組は含めるか
- 検証項目をどう設定するか
 - 加入者の利益を第一に置くも、どう評価するか
 - 加入者の評価をどう反映させるか
- 第三者の専門的知見を活用するか
 - 契約している運営管理機関「以外」をどう評価するかという難問
- 報告体制をどうするか
 - 経営上層部への報告、労働組合への報告などフィードバックをどうするかが問われる
 - 次回への引継ぎ課題

(法令解釈通知等の補足)

□ 法令解釈により、考え方や検証項目の例示を行う

具体的な評価項目例

- 1 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもつばら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- 2 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもつばら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
 - (ア) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。
 - (イ) 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。
 - (ウ) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
- 3 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性がない若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
- 4 確定拠出年金運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもつばら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
- 5 確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか。
- 6 加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。
- また、確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況なども評価項目とすることが考えられます。
- (略)上記項目以外であっても、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や実施方法、頻度等)で点検する項目があれば、その項目についても評価することが望まれます。



4.加入者とのコミュニケーション

- 投資教育義務や規約の周知等の取り組み
 - 一律的なセミナーの実施
 - 世代別にアプローチを離れた教育実施
 - スマホ活用、Eラーニングの活用など、技術進展への対応
 - 特に中途退職者への対応
- 加入者へのコミュニケーションの課題と考えてみたい
 - 制度無理解者へのコミュニケーションはどうあるべきか
 - 新入社員、退職者へのコミュニケーションは？
 - 個別のサポート、WEB等の汎用的サポートはどうか
- 結果として厚生労働省への業務報告を満たし、会社の制度運営責任を果たすことに通じる

5.その他の課題(実は重要な課題)

- 担当者としての利益相反行為への注意
- 担当者としての自己研鑽、情報収集の必要性
- 業務に関するレポートの作成、保管
- ガバナンス体制の確立(経営トップや労組との意思共有)

まとめ

- DC制度の担当者は「継続教育担当者」から「制度運営の担当者」に意識変革が必要
- 担当者自身のスキルアップと、組織としての取り組みのバランスが必要になる
- 労働組合とのコミュニケーションは必須になる、うまく巻き込み、円滑な関係構築を